

第7章 生活衛生事業

1 理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場の確認・許可、監視指導

- 目 的 公衆衛生水準の確保と市民の健康を守るため、環境衛生監視指導等を実施する。
 内 容 衛生的な生活環境を確保するために、各種営業許可・確認及び監視指導を行う。
 事業根拠 理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法

各業態の開設時や監視指導時に、法令基準、衛生管理要領等の遵守について確認及び指導することにより、衛生的な環境の確保を図った。

(令和6年度)

業 種	施設数	許可・確認件数	監視件数
理容業	227 件	5 件	28 件
美容業	621 件	37 件	70 件
クリーニング業	135 件	1 件	17 件
興行場	7 件	0 件	1 件
旅館業	30 件	1 件	4 件
公衆浴場業	21 件	1 件	8 件
合 計	1,041 件	45 件	128 件

2 特定建築物の届出、建築物事業登録・監視・指導等

- 目 的 建築物の維持管理について環境衛生上の指導等を行い、建築物の維持管理のうち委託される事業については、適切に業務を行うよう登録基準に適合していること確認し、多数の者が利用する建築物衛生的な環境の確保を図る。
 内 容 特定建築物の届出については、従事者の資格等の人的要件が満たされていることを確認し、受理する。又、建築物事業登録申請については、各建築物事業の機器等の物的要件、従事者の資格等の人的要件が満たされていることを確認し、登録を行う。
 事業根拠 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

特定建築物

(令和6年度)

用途	施設数	うち公的施設（再掲）	届出数
興行場	1 件	1 件	0 件
百貨店	10 件	0 件	1 件
店舗	22 件	0 件	0 件
事務所	17 件	2 件	0 件
学校	9 件	8 件	0 件
旅館	0 件	0 件	0 件
その他	8 件	7 件	0 件
合 計	67 件	18 件	1 件

3 建築物事業登録

登録事業

(令和6年度)

業 種	施設数	登録数
建築物清掃業	4 件	0 件
建築物空気環境測定業	1 件	0 件
建築物空気調和用ダクト清掃業	0 件	0 件
建築物飲料水水質検査業	1 件	0 件
建築物飲料水貯水槽清掃業	13 件	2 件
建築物排水管清掃業	1 件	0 件
建築物ねずみ昆虫等防除業	0 件	0 件
建築物環境衛生総合管理業	1 件	0 件
合 計	21 件	2 件

4 遊泳用プール届出、監視・指導

目 的 施設規準、維持管理基準及び水質基準により、プールの衛生の向上及び安全の確保を図る。

内 容 開設届受理時、監視時に施設規準、維持管理基準及び水質基準に適合していることを確認し、適合していない場合には、指導等により改善させ利用者の衛生・安全を確保する。

事業根拠 越谷市プールの安全安心要綱

プール施設数

(令和6年度)

	通 年	季 節	合 計	監視数
公 営	2 件	1 件	3 件	3 件
民 営	7 件	0 件	7 件	1 件

5 水道施設数

専用水道の布設工事の設計について、施設基準に適合していることを確認した。

(令和6年度)

専用水道施設数	確認数
16 件	3 件

6 住居衛生に関する苦情相談件数

住居に係る苦情・相談を受け、その対策などを指導するとともに駆除処理業者などを紹介した。

(令和6年度)

No	種類	件数
1	シロアリ、アリ、ダニ	10
2	ネズミ	49
3	その他生物など	456
4	その他 (VOC 等)	9
	合 計	524

注：VOC とは、ホルムアルデヒドなどの揮発性有機化合物のこと。

7 衛生害虫（蚊）の駆除

自治会等からの依頼に基づき、道路側溝等へ薬剤散布を行い、蚊の幼虫であるボウフラを駆除し、公衆衛生等の改善を図った。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
薬剤散布 小規模	97 件	124 件	98 件	55 件	44 件
薬剤散布 大規模	45 件 (52,750 ℓ)	47 件 (57,070 ℓ)	49 件 (54,670 ℓ)	47 件 (53,185 ℓ)	55 件 (58,290 ℓ)

8 スズメバチの巣の駆除

市民からの依頼に基づき、民有地に営巣したスズメバチの巣を業者委託により駆除した。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
スズメバチ の巣駆除	191 件	251 件	206 件	173 件	221 件

9 水害発生後の床下消毒

台風等の大雨による家屋の浸水被害発生後に、罹災家屋の床下にクレゾールを散布し、公衆衛生の確保を図った。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
床下消毒	0 件	0 件	10 件	1,479 件 (台風 2 号)	0 件

10 化製場又は死亡獣畜取扱場の許可等

目 的 地域の公衆衛生を保持し、快適な住環境の保全に務め、住みよいまちづくりを目指す。

内 容 化製場又は死亡獣畜取扱場を設置する場合の許可、指導等を行う。

市長が指定した区域において、政令で定めた動物の種類及び県条例で定めた数の動物を飼養する場合の許可を行う。

事業根拠 化製場等に関する法律、化製場等に関する法律施行令、化製場等に関する法律施行規則、埼玉県化製場等に関する法律施行条例、越谷市化製場等に関する法律施行条例、越谷市化製場等に関する法律施行細則

(令和 6 年度)

施 設 名	施設数
化製場	7 件
死亡獣畜取扱場	0 件
化製場等に準用する施設	2 件
動物の飼養等の許可	犬 15 件 (みなし許可 7 件)、豚 5 件

1.1 墓地等の経営許可等

- 目的 地域の公衆衛生を保持し、快適な住環境の保全に務め、住みよいまちづくりを目指す。
- 内容 墓地及び納骨堂、火葬場について、経営の許可を行う。
- 事業根拠 墓地、埋葬等に関する法律、墓地、埋葬等に関する法律施行規則、越谷市墓地、埋葬等に関する法律施行条例、越谷市墓地、埋葬等に関する法律施行細則、越谷市墓地等事前協議実施要綱

用途	墓地等 台帳件数	令和2年度 許可件数	令和3年度 許可件数	令和4年度 許可件数	令和5年度 許可件数	令和6年度 許可件数
墓地	宗教法人	73 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	共同墓地	99 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	個人墓地	48 件	0 件	0 件	0 件	0 件
納骨堂	3 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
火葬場	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

1.2 国民健康・栄養調査

(令和元年度までは市民健康課が実施)

- 目的 国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、厚生労働省が毎年実施する。
- 内容 ① 栄養摂取状況調査(世帯状況、食事状況、食物摂取状況、1日の身体活動量〈歩数〉)
② 身体状況調査(身長、体重、腹囲、血圧、血液検査、問診)
③ 生活習慣調査(食生活、身体活動・運動、休養(睡眠)、飲酒、喫煙、歯の健康等)
- 事業根拠 健康増進法(平成14年法律第103号)第10条第3項
- 補助金等 国庫負担金 10/10(健康増進法(平成14年法律第103号)第13条)

実施状況(令和2年度～令和6年度)

年度	地区数	調査対象世帯数	調査実施世帯数	栄養摂取状況調査	歩数計調査	食物摂取状況調査	身体状況調査	血液検査	生活習慣調査	身体状況調査会場
単位	世帯	世帯	世帯	人	人	人	人	人	人	
令和2年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和3年度	1	58	—	—	—	—	—	—	—	南荻島出津自治会館
令和4年度	1	17	5	14	6	14	14	2	10	赤山交流館
令和5年度	1	16	9	19	15	19	19	4	16	大林会館
令和6年度	1	69	20	49	36	49	46	16	42	桜井地区センター

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため途中中止

13 給食施設栄養管理指導

(令和元年度までは市民健康課が実施)

- 目 的 給食施設における栄養管理に関する指導・助言を行い、喫食者の健康づくりのための食環境を整備する。
- 対 象 市内給食施設
- 内 容 (1) 個別指導(実地指導、来所相談、電話相談)
(2) 集団指導(講習会の開催、給食施設の事例共有)
(3) 栄養管理状況の確認(報告書による状況確認)
- 事業根拠 健康増進法(平成14年法律第103号)第18条第1項第2号及び第22条
「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」(令和2年3月31日 健健発0331 第2号厚生労働省健康局健康課長通知)

実施状況(令和2年度～令和6年度)

(施設数)

年 度	特定給食施設		その他の給食施設	計
	1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	1回100食未満又は 1日250食未満	
令和2年度	66	14	43	123
令和3年度	74	17	72	163
令和4年度	176	39	104	319
令和5年度	99	16	62	177
令和6年度	46	13	53	112

※令和2年度内訳 (1) 71施設(うち実地指導37施設)・(2) 52施設/1回

※令和3年度内訳 (1) 68施設(うち実地指導37施設)・(2) 95施設/5回

※令和4年度内訳 (1) 100施設(うち実地指導89施設)・(2) 219施設/7回

※令和5年度内訳 (1) 88施設(うち実地指導61施設)・(2) 89施設/4回

※令和6年度内訳 (1) 51施設(うち実地指導23施設)・(2) 57施設/3回

栄養管理状況確認施設数(令和2年度～令和6年度)

(施設数)

年 度	特定給食施設		その他の給食施設	計
	1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	1回100食未満又は 1日250食未満	
令和2年度	66	12	89	167
令和3年度	68	12	97	177
令和4年度	67	14	100	181
令和5年度	75	15	99	189
令和6年度	77	15	98	190

14 食品表示（保健事項）に関する相談・指導

（令和元年度までは市民健康課が実施）

- 目的 食品表示の適正化を図り、消費者が適切な情報のもとで食品を選択できるようにする。
- 対象 市内事業者および市民
- 内容 (1) 確認検査（市内で販売される食品の確認）※令和2年度から
 (2) 個別指導（事業者からの相談、監視指導や確認検査で生じた指導、措置等）
 (3) 集団指導（講習会の開催）※令和元年までは市民への講習を含む
- 事業根拠 食品表示法（平成25年法律第70号）
 健康増進法（平成14年法律第103号）第65条第1項

実施状況（令和2年度～令和6年度）

年度	確認検査 （品数）	個別指導（指導数）		集団指導 （参加施設数）
		指導	措置	
令和2年度	41	40	0	21
令和3年度	81	48	0	9
令和4年度	104	46	0	42
令和5年度	49	25	0	32
令和6年度	38	23	0	0

※令和3年度 集団指導 YouTube 視聴回数 912 回

※令和4年度 集団指導 YouTube 視聴回数 262 回

※令和5年度 集団指導 YouTube 視聴回数 167 回

※令和6年度 集団指導 YouTube 配信なし